

平成29事業年度第2回農林水産消費安全技術センター契約監視委員会審議概要

開催日	平成29年11月24日(金)
場所	さいたま新都心合同庁舎検査棟7階 大会議室
出席者	委員長：寺山 昌文 (寺山公認会計士事務所 公認会計士 税理士) 委員：大塚 嘉一 (菊地総合法律事務所 弁護士) 委員：二階堂孝子 (独立行政法人農林水産消費安全技術センター監事)
議題	(1) 平成29事業年度(第1及び第2四半期)の契約状況の点検・見直し ア 「競争性のない随意契約」及び「一者応札・一者応募」のフォローアップについて イ 競争性のない随意契約の契約状況について ウ 一者応札・一者応募の契約状況について (2) その他
審議概要	(1) 平成29事業年度(第1及び第2四半期)の契約状況の点検・見直し資料について事務局からの説明を受けた後、各契約の妥当性及び競争性の確保の状況を確認するとともに、一者応札・一者応募の改善方法の適切性に関する審議を行い、説明内容を承認した。主な質疑応答は以下のとおり。 ① 誘導結合プラズマ質量分析装置の修理業務を、競争性のない随意契約(以下「随意契約」という。)として整理した理由について説明を求めた。 当該業務を随意契約と整理した理由は、第一に、早急に修理業務を依頼しないと業務が停滞するおそれがあること、第二に、特殊な機器であって、当該機器の開発や製作を行った一の者しか修理を行うことができないと判断したことの二つが挙げられる旨説明があった。 ② 随意契約の場合、必ず理由書を作成しているのか説明を求めた。 随意契約を実施する場合は、理由書を作成している。随意契約の妥当性については、契約審査委員会を開催し当該契約の概要及び随意契約を行う理由について審査している旨説明があった。 ③ 電子ファイル自動暗号化保守業務について、昨年度の当委員会後の対応状況について説明を求めた。 当該ソフトウェアの保守業務については、昨年度は、当該業務の契約先から委託を受けた業者が実際の保守業務を行っていたので、実際に保守業務を実施した委託先業者も応札することが可能ではないかと考え、今年度も引き続き一般競争入札を行った。 結果的には、委託された業者は入札に参加せず、一者応札・一者応募となったが、委託された業者が保守業務を実施できないとは言えないため、引き続き一般競争を行う必要があると考えている旨説明があった。

- ④ 一者応札・一者応募となった情報システムに係る四つの保守契約等について、今後、随意契約への移行を検討していくと説明があったが、具体的には、どのような場合に随意契約へ移行するのか説明を求めた。

将来的に、一者のみしか当該業務に対応できないと判断した段階で随意契約への移行を考えるが、現段階では、いずれの契約も一者のみしか対応できないと判断できない。また、こうした問題は、他の組織の動向を見ながら考えていく必要があると考えている旨説明があった。

- ⑤ コピー用紙売買契約に係る共同調達の今後の見通しについて説明を求めた。

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）により講ずべき措置として指示され、コピー用紙の共同調達を実施したものであり、今年度は一者応札・一者応募となったが、行政組織全体の調達コストは、削減できているので、引き続き共同調達に取り組んでいきたいと考えている旨説明があった。

(2) その他

事務局から特に報告等はなく、委員から特段の意見・質問等もなかった。